

トラブル...でもその前に



隣家との境界トラブルは、その多くが境界線の不整備によるものです。せっかく今までお隣さんと仲良しの関係だったものが、いったんトラブルになると孫子の代まで争い合うことにもなりかねません。

そうなる前に、土地家屋調査士に依頼して、境界線をしっかり整備することをおすすめします。

トラブル...万一起きてしまったら ～裁判にたよる前に

遠慮なく「境界問題解決支援センター長野」にご相談下さい。境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して専門家の立場から皆様のご相談に応じ、公正・迅速・円満な形でトラブルの解決を目指すようお手伝いいたします。



境界問題でお困りの方、
**境界問題解決
支援センター長野に
ご相談ください!**



裁判外紛争解決手続(ADR)



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

認証番号 第51号

平成21年12月18日法務大臣の認証取得



隣地との境界について悩んでいる方は、ご相談ください。
(電話で資料を請求して下さい。)

※紛争解決手続きは非公開で秘密は守られます。

境界問題解決支援センター長野

(長野県土地家屋調査士会内)

まずはお電話を



TEL.026-232-5501

平成20年5月1日 法務大臣の指定取得

〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2
URL: <http://www.nagano-chosashi.org/>

土地家屋調査士は
こんな業務を行っています。

土地	建物
○境界確認調査(測量)	○新築した時(表題登記)
○分筆、地積更正、 地目変更(登記)	○増築した時(変更登記)
	○取り壊した時(滅失登記)など

ADR

境界問題 解決支援センター 長野



かいけつサポート



土地境界問題の解決を
私たちがお手伝いします。

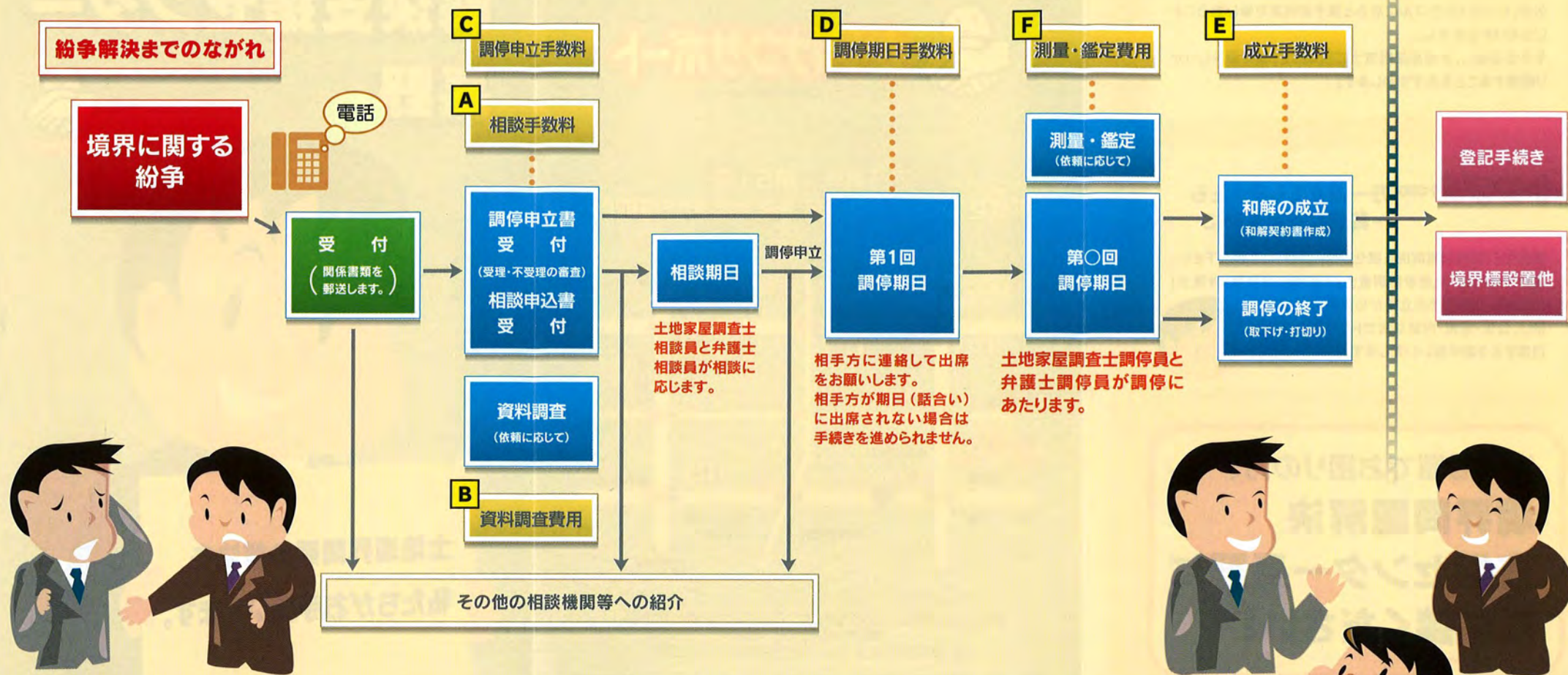
認証紛争解決事業者

境界問題解決支援センター長野

協働

長野県土地家屋調査士会 長野県弁護士会

境界のトラブルが発生したら 境界問題解決支援センター長野をご活用ください。



■和解成立までの費用(金額は消費税別)

相談手続

- ◇相談手数料 (1回の相談は2時間以内) 5,000円 — **A**
- ◇資料調査費用 10,000円 — **B**
(租税公課別途負担)

調停手続

- ◇調停申立手数料 10,000円 — **C**
(調停申立人負担)
- ◇調停期日手数料 20,000円 — **D**
(1回目は申立人負担、2回目以降は期日ごとに各自半額負担)

■和解成立後の費用

- 下記の費用が発生する場合があります。
[原則として双方負担、負担割合は合意による]
- ◇境界標設置費用
 - ◇登記手続き費用
 - ◇登録免許税・印紙代
 - ◇和解内容を履行するための諸費用
 - ◇その他

- ◇成立手数料 100,000円 — **E**
(当事者負担)
- ◇測量・鑑定費用 予め見積り — **F**